

# いのちを守る広報啓発業務仕様書（案）

## 1 目的

自殺者数の半数を占める 30 歳代～50 歳代は、就労環境の変化による影響を直接受ける世代であり、このハイリスクの世代に直接的に働き掛ける対策を強化する必要がある。

また、小中高生の自殺者数の増加傾向が続き、厚生労働省が特に子ども・若者の自殺防止に向けた取り組みを強化したところを受け、子ども・若者にも必要な情報を届ける必要がある。

このため、インターネットの検索サイトやコミュニケーションアプリ等に、こころの健康相談統一ダイヤルなどの相談窓口を紹介するディスプレイ広告等を活用し、相談窓口の周知を図る。

自殺願望を有する人は、心の中では「死にたい」という気持ちと、「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされている。

インターネット検索サイトにおける「死にたい」「消えたい」「生きていたくない」等の検索には、こうしたサインに該当するものもあると言われていることから、インターネットの検索連動広告を活用し、自殺の危険を示すサインを捉え、相談窓口へ誘導する。

## 2 委託期間

契約締結の日～令和 7 年 3 月 31 日

## 3 委託業務の内容

### (1) 子ども・若者及び働き盛り世代を対象にしたインターネットを活用した啓発

子ども・若者に加え、働き盛り世代に対して、インターネットを活用したディスプレイ広告を行い、相談窓口を案内するホームページに繋げる。

#### ① 広告掲載期間等

期間、時間帯については、山梨県（以下「県」という。）と協議のうえ、最適なタイミングで広告出稿費の条件を達成できるよう設定するものとする。

#### ② 対象地域、年齢、性別

県内の概ね 10 歳代から 50 歳代の男女

#### ③ 広告の種類

広告の配信に当たっては、県との協議のうえ、最適な情報発信の手法を工夫、検証しながら実施するものとする。

##### (i) ディスプレイ広告

- ・媒体はLINE を必須とし、これに加えて Google, Yahoo!, SmartNews, TikTok, YouTube から効果的なものを活用する（追加媒体数は不問）。

##### (ii) リスティング広告

- ・検索ワードは受託事業者からの提案等をもとに県と協議のうえ、決定する。

・検索エンジンについては、Google, Yahoo!とする。

④ ランディングページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/soudan/index.html>

## (2) インターネットを活用した山梨いのちの日等の周知

自殺対策基本法により、啓発活動を広く展開する期間として自殺予防週間（9月10日から16日）、自殺対策を集中的に展開する期間として自殺対策強化月間（3月）が定められている。さらに、本県では山梨県自殺対策に関する条例により自殺対策の重要性を認識し、自殺対策に関する気運を醸成するため、山梨いのちの日（3月1日）が定められている。

これらの機会を捉え、県民の自殺対策に関する理解と関心を深め、自殺対策に関する活動を促す広報啓発活動を行う。

なお、山梨県自殺対策推進計画では、「山梨いのちの日」「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」の認知度を、令和10年度には90%とすることを目標としている。

① 実施期間

自殺予防週間及び山梨いのちの日を必ず含むこと

② 対象地域、年齢、性別

県内で年齢、性別問わず

③ 媒体

LINEを必須とし、これに加えてGoogle, Yahoo!, SmartNews, YouTube等から効果的なものを活用する（追加媒体数は不問）。

④ ランディングページ

【自殺予防週間】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/j-taisaku/j-yobou-shukan.html>

【山梨いのちの日・自殺対策強化月間】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/j-taisaku/inochinohi-rl.html>

## 4 結果の報告

(1) 例月の報告

翌月10日までに、前月分について配信種別毎の内訳等をまとめたレポートを提出すること。

(2) 委託業務の完了報告

令和7年4月10日までに、委託期間を通じたレポートを提出すること。

## 5 業務実施上の留意事項

(1) 広告出稿費の実費精算

契約締結時に県及び受託者で定めた広告出稿費は実費精算とし、広告出稿費の実績が契約時に定めた広告出稿費に満たない場合に、当該満たない金額を委託料の精算時に減額する。

(2) その他

本業務に伴う著作権は受託者に帰属する。ただし、県は内部資料としての利用に限り、成果物のデータ提出を求めることができる。

それ以外の二次利用については、別途協議をすることとする。

6 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。